1 宮城県水道水質管理計画

本県の水道水質管理計画は、平成4年12月の水道法(昭和32年法律第177号)第4条に基づく 水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の公布に伴い、水道事業者、水道用水供給事 業者及び専用水道の設置者が適正かつ計画的に水質検査を実施するとともに、水質基準を補完する ため設定された監視項目等に係る体系的・組織的な水質測定(水質監視)を行うため、平成5年に 策定したところである。

その後、監視項目の追加により水質検査が高度化・複雑化し、水質管理の強化が課題となったことから、平成13年に計画の一部を改正した。その後も水質基準の逐次改正や水質管理目標設定項目及び要検討項目等が定められたことなど、水質検査項目が充実・強化され検査がより高度なものとなっている。

このような水道法令の改正に加え,市町村合併等水道を取り巻く社会情勢の変化に対応するため 本計画を平成31年3月に改正し、別に示した。

本計画に定められている水質検査体制及び水質監視の状況については、次のとおりである。

2 水質検査体制の整備

(1) 共同水質検査体制

昭和52年の水道法改正により新たに追加された水道法第20条第3項の規定に基づいて、市町村、企業団、用水供給事業者の検査体制を整備するため、県内を6ブロックに分け、各々のブロック毎に共同水質検査センターを逐次設立し、水道事業者が迅速に、かつ、効果的に検査結果を活用できる体制の整備を図ってきた。しかしながら、その後、市町村合併が進んだことや登録検査機関への委託が可能となったことなどから、ブロック分けは廃止している。

現在,地方自治法第252条の2の規定に基づく協議会方式の共同水質検査センターが1機関, 大規模水道事業体が核となり周辺事業体の検査を受託する方式のものが2機関の計3検査機関が整備されている。県内の水質検査体制は水道水質管理計画の表-1に示すとおりである。

また,これ以外の水道事業者(民営簡易水道事業者,専用水道設置者)については、水道法第20条第3項の登録検査機関に委託し、検査を実施している。

なお、水道法第20条第3項の規定に基づく厚生労働大臣による登録検査機関制度は、従前の 厚生労働大臣による指定検査機関制度の廃止に伴い、平成16年3月末日から施行されている。

(2) 水質検査施設の整備

旧水質基準に対応した水質検査設備の整備は、平成9年度において各検査機関で完了しているが、その後も水質基準の一部改正に伴い、新設・増設等の機器整備が実施されている。県内の検査機器の整備状況は水道水質管理計画の表-2に示すとおりである。

3 水質監視

(1) 水質監視地点

将来にわたって水道水の安全性の確保が図られるよう県内の主要河川,大規模な取水水源,水質変化が懸念される地点及び主要な地下水について,定期に水質監視を行なっている。

「水質監視の実施一覧」は表流水・ダム水を表-3,地下水を表-4,また、「水質監視地点」は図-1及び図-2に示すとおりである。

(2) 水質監視の実施主体

ダム水等表流水については、これらを取水している規模の大きい水道事業体が主要な水系毎 (県内12地点)に年1回以上の監視を行なっている。

また、地下水については、取水量の多い地点について県が年 1 回の監視を行っていたが、平成 22 年度からは規模の大きい水道事業体が行っている。

(3) 監視項目の測定結果

令和3年度の表流水及び地下水の測定結果は、結果-1及び結果-2のとおりである。